

公益社団法人茨城県農林振興公社果樹経営支援対策事業等特例業務方法書 改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>公益社団法人茨城県農林振興公社果樹経営支援対策事業等特例業務方法書</p> <p>産振第 442 号平成 24 年 10 月 15 日承認 産振第 812 号平成 26 年 3 月 31 日承認 産振第 265 号平成 26 年 6 月 30 日承認 産振第 219 号平成 27 年 7 月 8 日承認 産振第 290 号平成 28 年 6 月 9 日承認 産振第 171 号平成 29 年 5 月 15 日承認 産振第 58 号平成 30 年 4 月 20 日承認 <u>産振第 216 号令和 元年 6 月 20 日承認</u></p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(目的) 第 1 条～ (業務運営の基本方針) 第 2 条 【略】</p> <p>(業務)</p> <p>第 3 条 公社は、定款第 4 条第 1 項に基づく業務として、果樹農業振興特別措置法 (昭和 36 年法律第 15 号。以下「果振法」という。)、<u>持続的生産強化対策事業実施要綱 (平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2038 号農林水産事務次官依命通知) 別紙 2 果樹農業好循環形成総合対策事業 (以下「要綱」という。)</u>に基づき、次に掲げる業務を行うほか、本会の目的を達成するために必要な業務を行う。</p> <p>(1) 果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業、<u>果樹生産性向上モデル確立推進事業、優良苗木生産推進事業</u>の実施並びにこれらの事業に対する補助</p> <p>(2) 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>第 2 章 事業の実施に対する補助</p> <p>第 1 節 総則</p> <p>(補助金交付の際に附する条件) 第 4 条～ (加算金) 第 6 条 【略】</p>	<p>公益社団法人茨城県農林振興公社果樹経営支援対策事業等特例業務方法書</p> <p>産振第 442 号平成 24 年 10 月 15 日承認 産振第 812 号平成 26 年 3 月 31 日承認 産振第 265 号平成 26 年 6 月 30 日承認 産振第 219 号平成 27 年 7 月 8 日承認 産振第 290 号平成 28 年 6 月 9 日承認 産振第 171 号平成 29 年 5 月 15 日承認 産振第 58 号平成 30 年 4 月 20 日承認</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(目的) 第 1 条～ (業務運営の基本方針) 第 2 条 【略】</p> <p>(業務)</p> <p>第 3 条 公社は、定款第 4 条第 1 項に基づく業務として、果樹農業振興特別措置法 (昭和 36 年法律第 15 号。以下「果振法」という。)、<u>果樹農業好循環形成総合対策実施要綱 (平成 13 年 4 月 1 日付け 12 生産第 2774 号農林水産事務次官依命通知、以下「要綱」という。)</u>及び<u>果樹農業好循環形成総合対策実施要領 (平成 13 年 4 月 1 日付け 12 生産第 2775 号農林水産省生産局長通知、以下「要領」という。)</u>に基づき、次に掲げる業務を行うほか、本会の目的を達成するために必要な業務を行う。</p> <p>(1) 果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業の実施並びにこれらの事業に対する補助</p> <p>(2) 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>第 2 章 事業の実施に対する補助</p> <p>第 1 節 総則</p> <p>(補助金交付の際に附する条件) 第 4 条～ (加算金) 第 6 条 【略】</p>

(補助対象となる経費及び補助率)

第7条 各事業の補助対象となる経費及び補助率は、別表1 から4に定めるところによる。

第2節 果樹経営支援対策事業

(事業の内容等)

第8条 果樹経営支援対策事業(以下第2節において「本事業」という。)は、競争力の高い産地を育成するため、産地自らが策定した果樹産地構造改革計画 (要綱本体第2の5の(2)のエの果樹産地構造改革計画をいう。以下「産地計画」という。)に基づき、支援対象者 (要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の支援対象者をいう。以下同じ。)が行う支援の対象となる取組 (要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の支援の対象となる取組をいう。以下同じ。)に要する経費を補助する事業とする。

2 【略】

(支援対象となる担い手)

第9条 要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の(1)の支援対象者の欄の①の「産地計画において担い手と定められた者」は、認定農業者(農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。)、果樹園経営計画認定者(果振法に基づく果樹園経営計画の認定を受けた者をいう。)その他当該産地において将来にわたって継続的・安定的に果樹生産を担うことが確実と見込まれる者であるとして、産地計画において担い手と定められた者をいうものとする。

(指定法人が特認する支援対象者)

第10条 要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の(1)の支援対象者の欄の④の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、2年以内に担い手が所有権若しくは賃借権を取得し、又は果実の生産を行うために必要となる基幹的な作業を受託する旨の契約(継続して8年以上の期間を有するものに限る。)を締結することが確実な農地に係る取組を行うと中央果実協会が認める者をいうものとする。

2 要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の(2)の支援対象者の欄の③の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、体制や業務の実績等からして推進事業を行うにふさわしいと中央果実協会が認める者をいうものとする。

(整備事業)

第11条 整備事業 (要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の支援の対象となる取組の欄の(1)の取組をいう。以下同じ。)の支援対象となる取組は、次のとおりとする。

(1) 優良品目・品種への転換 (要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の支援の対象となる取組の欄の(1)の

(補助対象となる経費及び補助率)

第7条 各事業の補助対象となる経費及び補助率は、別表1 及び別表2に定めるところによる。

第2節 果樹経営支援対策事業

(事業の内容等)

第8条 果樹経営支援対策事業(以下第2節において「本事業」という。)は、競争力の高い産地を育成するため、産地自らが策定した果樹産地構造改革計画 (要領第2の1の(1)のアの果樹産地構造改革計画をいう。以下「産地計画」という。)に基づき、支援対象者 (要領第2の1の(1)のイの表の支援対象者をいう。以下同じ。)が行う支援の対象となる取組 (要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組をいう。以下同じ。)に要する経費を補助する事業とする。

2 【略】

第9条 要領第2の1の(1)のイの表(1)の支援対象者の欄の①の「産地計画において担い手と定められた者」は、認定農業者(農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。)、果樹園経営計画認定者(果振法に基づく果樹園経営計画の認定を受けた者をいう。)その他当該産地において将来にわたって継続的・安定的に果樹生産を担うことが確実と見込まれる者であるとして、産地計画において担い手と定められた者をいうものとする。

(指定法人が特認する支援対象者)

第10条 要領第2の1の(1)のイの表の(1)の支援対象者の欄の④の「要綱第3の1の事業実施主体が特に必要と認める者」は、2年以内に担い手が所有権若しくは賃借権を取得し、又は果実の生産を行うために必要となる基幹的な作業を受託する旨の契約(継続して8年以上の期間を有するものに限る。)を締結することが確実な農地に係る取組を行うと中央果実協会が認める者をいうものとする。

2 要領第2の1の(1)のイの表の(2)の支援対象者の欄の③の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、体制や業務の実績等からして推進事業を行うにふさわしいと中央果実協会が認める者をいうものとする。

(整備事業)

第11条 整備事業 (要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(1)の取組をいう。以下同じ。)の支援対象となる取組は、次のとおりとする。

(1) 優良品目・品種への転換 (要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(1)の

の改植又は高接の取組をいう。以下同じ。)は、次によるものとする。

ア 優良品目・品種への転換の改植とは、果樹の樹体を根元から切断(以下「伐採」という。)し、抜根するか又は枯死させ、跡地等に優良な品目又は品種(要綱Ⅱの第1の3の(1)又は今後、産地計画に生産を振興すると明記されることが確実な品目又は品種をいう。以下同じ。)の果樹を植栽することをいう。ただし、果樹の樹体の伐採等を実施した果樹園と同等の面積を有する他の土地に優良な品目又は品種の果樹を植栽する場合(以下「移動改植」という。)、一定期間内に果樹の樹体の伐採等を確実にを行うことを前提に当該樹体の近傍に優良な品目又は品種の果樹を植栽し、その後既存の樹体の伐採等を行う場合(以下「補植改植」という。)及び災害復旧対策等で伐採・抜根・整地等の工事を行った当該果樹園における植栽も改植とみなす。

イ～カ 【略】

(2) 小規模園地整備(要綱Ⅱの第1の3の(1)の表)の支援の対象となる取組の欄の(1)のイの取組の園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良又は排水路の整備をいう。以下同じ。)は、次によるものとする。

ア～ウ 【略】

(3) 廃園(要綱Ⅱの第1の3の(1)の表)の支援の対象となる取組の欄の(1)のウの取組をいう。以下同じ。)は、次によるものとする。

ア～イ 【略】

(4) 用水・かん水施設の整備(要綱Ⅱの第1の3の(1)の表)の支援の対象となる取組の欄の(1)のエの取組をいう。以下同じ。)は、果実の品質向上等を目的として用水・かん水施設を整備するものとする。

(5) 中央果実協会特認事業(要綱Ⅱの第1の3の(1)の表)の支援の対象となる取組の欄の(1)のオの規定により本会が特に必要と認める取組をいう。以下同じ。)は、生産性の向上が期待されるなど真に産地の構造改革に必要な次に掲げるものに限るものとする。

ア～エ 【略】

(推進事業)

第12条 推進事業(要綱Ⅱの第1の3の(1)の表)の支援の対象となる取組の欄の(2)の取組をいう。以下同じ。)の支援対象となる取組は、次のとおりとする。

(1) 労働力調整システムの構築(要綱Ⅱの第1の3の(1)の表)の支援の対象となる取組の欄の(2)のア

改植又は高接の取組をいう。以下同じ。)は、次によるものとする。

ア 優良品目・品種への転換の改植とは、果樹の樹体を根元から切断(以下「伐採」という。)し、抜根するか又は枯死させ、跡地等に優良な品目又は品種(要領第2の1の(1)のイ又は今後、産地計画に生産を振興すると明記されることが確実な品目又は品種をいう。以下同じ。)の果樹を植栽することをいう。ただし、果樹の樹体の伐採等を実施した果樹園と同等の面積を有する他の土地に優良な品目又は品種の果樹を植栽する場合(以下「移動改植」という。)、一定期間内に果樹の樹体の伐採等を確実にを行うことを前提に当該樹体の近傍に優良な品目又は品種の果樹を植栽し、その後既存の樹体の伐採等を行う場合(以下「補植改植」という。)及び災害復旧対策等で伐採・抜根・整地等の工事を行った当該果樹園における植栽も改植(ただし第3節を除く。)とみなす。

イ～カ 【略】

(2) 小規模園地整備(要領第2の1の(1)のイの表)の支援の対象となる取組の欄の(1)のイの取組の園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良又は排水路の整備をいう。以下同じ。)は、次によるものとする。

ア～ウ 【略】

(3) 廃園(要領第2の1の(1)のイの表)の支援の対象となる取組の欄の(1)のウの取組をいう。以下同じ。)は、次によるものとする。

ア～イ 【略】

(4) 用水・かん水施設の整備(要領第2の1の(1)のイの表)の支援の対象となる取組の欄の(1)のエの取組をいう。以下同じ。)は、果実の品質向上等を目的として用水・かん水施設を整備するものとする。

(5) 中央果実協会特認事業(要領第2の1の(1)のイの表)の支援の対象となる取組の欄の(1)のオの規定により本会が特に必要と認める取組をいう。以下同じ。)は、生産性の向上が期待されるなど真に産地の構造改革に必要な次に掲げるものに限るものとする。

ア～エ 【略】

(推進事業)

第12条 推進事業(要領第2の1の(1)のイの表)の支援の対象となる取組の欄の(2)の取組をいう。以下同じ。)の支援対象となる取組は、次のとおりとする。

(1) 労働力調整システムの構築(要領第2の1の(1)のイの表)の支援の対象となる取組の欄の(2)の

の取組をいう。以下同じ。)は、臨時雇用のあつせんその他担い手の経営規模の拡大に必要な労働力の供給を行うシステムの構築、新規就農者等のための研修を行うものとする。

(2) 果実供給力維持対策・園地情報システムの構築 (要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の支援の対象となる取組の欄の(2)のイの取組をいう。以下同じ。)は、次によるものとする。

ア～ウ 【略】

(3) 大苗育苗ほの設置 (要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の支援の対象となる取組の欄の(2)のウの取組をいう。以下同じ。)は、次に掲げるものとする。

ア～ウ 【略】

(4) 新技術等の導入・普及支援 (要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の支援の対象となる取組の欄の(2)のエの取組をいう。以下同じ。)は、次によるものとする。

ア～イ 【略】

(5) 販路開拓・ブランド化の推進強化 (要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の支援の対象となる取組の欄の(2)のオの取組をいう。以下同じ。)は、次によるものとする。

ア～ウ 【略】

(6) 輸出用果実の生産・流通体系の実証 (要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の支援の対象となる取組の欄の(2)のカの取組をいう。以下同じ。)は、次によるものとする。

(7) 「産地キャリアプラン」の策定・推進 (要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の支援の対象となる取組の欄の(2)のキの取組をいう。以下同じ。)は、国が示す「果樹経営キャリアプラン」に即して、市町村等が産地の実情を踏まえた「産地経営キャリアプラン」の策定、同プランのホームページ等による情報発信、プラン達成に必要な新規就農者を対象とした研修園の設置等を行うものとする。

(関係機関等との連携) 第13条 【略】

(推進指導体制等)

第14条 本事業は、産地の自主性の発現を旨として、生産者及び生産出荷団体の主体的責任を持った取組を基礎にするとともに、本対策の効果的な実施により果樹産地の構造改革に資する観点から、以下の事項に留意して、関係者が一体となって推進するものとする。

(1) 要綱Ⅱの第1の5の(2)の都道府県段階における必要な推進体制の整備に当たっては、公社は茨城県と協力して実施計画又は実施報告の審査・確認等のための体制を整備するなど、本事業の円滑な推進が図られるよう配慮するものとする。

(2) 要綱Ⅱの第1の5の(3)の産地段階における指導に当たっては、産地協議会の構成員が協力して計画時の事前確認、実施後の事後確認その他指導、調整等を行うなど、本事業の円滑な推進が図られるよう配慮するものとする。

アの取組をいう。以下同じ。)は、臨時雇用のあつせんその他担い手の経営規模の拡大に必要な労働力の供給を行うシステムの構築、新規就農者等のための研修を行うものとする。

(2) 果実供給力維持対策・園地情報システムの構築 (要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(2)のイの取組をいう。以下同じ。)は、次によるものとする。

ア～ウ 【略】

(3) 大苗育苗ほの設置 (要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(2)のウの取組をいう。以下同じ。)は、次に掲げるものとする。

ア～ウ 【略】

(4) 新技術等の導入・普及支援 (要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(2)のエの取組をいう。以下同じ。)は、次によるものとする。

ア～イ 【略】

(5) 販路開拓・ブランド化の推進強化 (要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(2)のオの取組をいう。以下同じ。)は、次によるものとする。

ア～ウ 【略】

(6) 輸出用果実の生産・流通体系の実証 (要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(2)のカの取組をいう。以下同じ。)は、次によるものとする。

(7) 「産地キャリアプラン」の策定・推進 (要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(2)のキの取組をいう。以下同じ。)は、国が示す「果樹経営キャリアプラン」に即して、市町村等が産地の実情を踏まえた「産地経営キャリアプラン」の策定、同プランのホームページ等による情報発信、プラン達成に必要な新規就農者を対象とした研修園の設置等を行うものとする。

(関係機関等との連携) 第13条 【略】

(推進指導体制等)

第14条 本事業は、産地の自主性の発現を旨として、生産者及び生産出荷団体の主体的責任を持った取組を基礎にするとともに、本対策の効果的な実施により果樹産地の構造改革に資する観点から、以下の事項に留意して、関係者が一体となって推進するものとする。

(1) 要綱第3の1の(6)のイの都道府県段階における必要な推進体制の整備に当たっては、公社は茨城県と協力して実施計画又は実施報告の審査・確認等のための体制を整備するなど、本事業の円滑な推進が図られるよう配慮するものとする。

(2) 要綱第3の1の(6)のウの産地段階における指導に当たっては、産地協議会の構成員が協力して計画時の事前確認、実施後の事後確認その他指導、調整等を行うなど、本事業の円滑な推進が図られるよう配慮するものとする。

(3) 【略】

(4) 要綱Ⅱの第1の9により支援対象者から点検シートの提出があった場合には生産出荷団体が、当該支援対象者が生産出荷団体に所属していない場合は、産地協議会が点検シートの提出を受けるものとする。なお、支援対象者が(5)のチェックシートを提出する場合は、当該点検シートの提出を不要とすることができる。

(5) 要綱Ⅱの第1の10により支援対象者からチェックシートの提出があった場合には生産出荷団体が、当該支援対象者が生産出荷団体に所属していない場合は、産地協議会がチェックシートの提出を受けるものとする。

(6) 【略】

(整備事業の対象果樹園の要件) 第15条 【略】

(整備事業実施の要件)

第16条 整備事業を実施する場合は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1) 要綱Ⅱの第1の4の(1)及び(2)に掲げる要件。ただし、実施細則に定める場合にあっては(2)に掲げる要件については、この限りではない。

(2) 次に掲げるいずれかの要件を満たしていること（廃園の取組を除く）。

ア～イ 【略】

ウ 整備事業の実施後1年以内に担い手に集積されることが確実な果樹園であること。ただし、特認団体（要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の支援対象者の欄の「事業実施主体」として中央果実協会が特に必要と認める者をいう。以下同じ。）が改植を実施する場合にあっては実施後2年以内に担い手に集積されることが確実な園地であること。

(3)～(4) 【略】

(5) 新植を実施する場合にあっては、新植しようとする品種が種苗法に基づく品種登録から概ね10年以内の品種又は産地での栽培実績が概ね10年以内の品種（実施細則に定める優良系統を含む。）であって、産地計画に新植の対象品種として記載されていること。ただし、実施細則に定める場合にあっては、この限りではない。

(6)～(10) 【略】

(推進事業実施の要件)

(3) 【略】

(4) 要領第2の1の(4)により支援対象者から点検シートの提出があった場合には生産出荷団体が、当該支援対象者が生産出荷団体に所属していない場合は、産地協議会が点検シートの提出を受けるものとする。なお、支援対象者が(5)のチェックシートを提出する場合は、当該点検シートの提出を不要とすることができる。

(5) 要領第2の1の(5)により支援対象者からチェックシートの提出があった場合には生産出荷団体が、当該支援対象者が生産出荷団体に所属していない場合は、産地協議会がチェックシートの提出を受けるものとする。

(6) 【略】

(整備事業の対象果樹園の要件) 第15条 【略】

(整備事業実施の要件)

第16条 整備事業を実施する場合は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1) 要領第2の1の(2)の*ア*及び*イ*に掲げる要件。ただし、実施細則に定める場合にあってはイに掲げる要件については、この限りではない。

(2) 次に掲げるいずれかの要件を満たしていること（廃園の取組を除く）。

ア～イ 【略】

ウ 整備事業の実施後1年以内に担い手に集積されることが確実な果樹園であること。ただし、特認団体（要領第2の1の(1)のイの表の支援対象者の欄の「事業実施主体」として中央果実協会が特に必要と認める者をいう。以下同じ。）が改植を実施する場合にあっては実施後2年以内に担い手に集積されることが確実な園地であること。

(3)～(4) 【略】

(5) 新植を実施する場合にあっては、次の全ての要件をみたしていること。ただし、実施細則に定める場合にあっては、この限りではない。

ア 種苗法に基づく品種登録から概ね10年以内の品種又は産地での栽培実績が概ね10年以内の品種（実施細則に定める優良系統を含む。）であって、産地計画に新植の対象品種として記載されていること。

イ 新植を実施することにより当該産地における当該品目の事業実施年度の前年度の栽培面積を上回らないこと。

(6)～(10) 【略】

(推進事業実施の要件)

第17条 推進事業を実施する場合にあっては、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 事業を実施する地域が要綱Ⅱの第1の4の(1)に掲げる要件を満たしていること。
- (2) 事業の支援を受けようとする者が要綱Ⅱの第1の4の(3)に掲げる要件を満たしていること。ただし、中央果実協会が実施細則に定める場合にあつては、この限りではない。
- (3) 事業の推進に必要な関係機関との協力体制が構築されていること。

2 要綱Ⅱの第1の4の(4)の要件において、対象品目が「なし」の場合であつて、推進事業を実施する市町村の区域又は生産出荷団体若しくは中央果実協会が特に必要と認める団体の業務区域における対象品目の果樹収穫共済又は収入保険の加入推進体制が整備され、加入率向上に関する目標が設定されていること。

(整備事業の実施計画の手続き)

第18条 整備事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。

- (1) 整備事業を実施する支援対象者(以下「整備事業支援対象者」という。)は、要綱Ⅱの第1の6により整備事業に係る果樹経営支援対策事業整備実施計画(様式1号。以下「整備事業実施計画」という。)を作成し、生産出荷団体に提出するものとする。
- (2)～(10) 【略】

(推進事業の実施計画の手引き)

第19条 推進事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。

- (1) 推進事業の支援対象者(以下「推進事業支援対象者」という。)は、要綱Ⅱの第1の6により推進事業に係る果樹経営支援対策推進事業実施計画(以下「推進事業実施計画」という。)を作成し、産地協議会に提出するものとする。
- (2)～(6) 【略】

(中央果実協会特認事業及び同特認団体の精査) 第20条 【略】

(事業実施計画提出時の産地計画の添付) 第21条 【略】

(補助金の交付の申請)

第22条 要綱Ⅱの第1の7の(1)のア及びイの補助金交付の申請の手続きは、以下により行うものとする。

第17条 推進事業を実施する場合にあっては、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 事業を実施する地域が要領第2の1の(2)のアに掲げる要件を満たしていること。
- (2) 事業の支援を受けようとする者が要領第2の1の(2)のウに掲げる要件を満たしていること。ただし、中央果実協会が実施細則に定める場合にあつては、この限りではない。
- (3) 事業の推進に必要な関係機関との協力体制が構築されていること。

2 要領第2の1の(2)のエの要件において、対象品目が「なし」の場合であつて、推進事業を実施する市町村の区域又は生産出荷団体若しくは中央果実協会が特に必要と認める団体の業務区域における対象品目の果樹収穫共済の加入率が、当該推進事業を実施する者の主たる事務所が所在する都道府県の加入率以上でない場合にあつては、果樹共済の加入率向上を目標として加入推進体制が整備され、加入推進を図るための活動計画や加入目標について関係者の合意形成を行う等により加入率向上のための取組が行われているものとする。

(整備事業の実施計画の手続き)

第18条 整備事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。

- (1) 整備事業を実施する支援対象者(以下「整備事業支援対象者」という。)は、要綱第3の1の(7)により整備事業に係る果樹経営支援対策事業整備実施計画(様式1号。以下「整備事業実施計画」という。)を作成し、生産出荷団体に提出するものとする。
- (2)～(10) 【略】

(推進事業の実施計画の手引き)

第19条 推進事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。

- (1) 推進事業の支援対象者(以下「推進事業支援対象者」という。)は、要綱第3の1の(7)により推進事業に係る果樹経営支援対策推進事業実施計画(以下「推進事業実施計画」という。)を作成し、産地協議会に提出するものとする。
- (2)～(6) 【略】

(中央果実協会特認事業及び同特認団体の精査) 第20条 【略】

(事業実施計画提出時の産地計画の添付) 第21条 【略】

(補助金の交付の申請)

第22条 要綱第3の1の(8)のアの(7)及びイの補助金交付の申請の手続きは、以下により行うものとする。

<p>(1)～(5) 【略】</p> <p>(補助金交付決定と事業の実施) 第23条～(推進事業の実績報告及び補助金の交付) 第26条 【略】</p> <p>(産地協議会による事前確認)</p> <p>第27条 第18条第3号の産地協議会による事前確認は次により行うものとする。</p> <p>(1) 整備事業の実施を希望する者が要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の支援対象者の要件を満たしていること。なお、支援対象者における担い手の確認に当たっては、第9条の規定に留意するものとする。</p> <p>(2)～(3) 【略】</p> <p>(産地協議会による事後確認)</p> <p>第28条 第25条第3号の産地協議会による事後確認は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 整備事業実施計画に掲げる果樹園において整備事業が適正に実施されたこと。</p> <p>(2) 定額 (要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の補助率の欄の定額の取組をいう。以下同じ。)により補助するものにあつては、改植又は廃園が実施された面積、定率 (要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の補助率の欄の定額以外の取組をいう。以下同じ。)により補助するものにあつては、実施された整備事業の事業量を確認する。</p> <p>(3)～(4) 【略】</p> <p>(4年後及び8年後の産地協議会による確認) 第29条～(補助金交付果樹園) 第32条 【略】</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第33条 要綱Ⅱの第1の3の(1)の表の定額により補助する取組における支援対象者の補助金の額は、原則として、第28条第2号により確認された果樹園の面積 (㎡単位とし、㎡未満は切り捨てる。)ごとに、この業務方法書別表1の1整備事業の(1)の(イ)に定めた助成単価を乗じて得た額を合計した額とする。</p> <p>(補助金交付事務の委任) 第34条 【略】</p> <p>(推進事務費)</p> <p>第35条 推進事務費 (要綱Ⅱの第1の3の(4)の推進事務費をいう。以下同じ。)の使途の基準等については、この業務方法書別表1の3推進事務費で定めるものとし、交付対象者は公社及び産地協議会</p>	<p>(1)～(5) 【略】</p> <p>(補助金交付決定と事業の実施) 第23条～(推進事業の実績報告及び補助金の交付) 第26条 【略】</p> <p>(産地協議会による事前確認)</p> <p>第27条 第18条第3号の産地協議会による事前確認は次により行うものとする。</p> <p>(1) 整備事業の実施を希望する者が要領第2の1の(1)のイの表の支援対象者の要件を満たしていること。なお、支援対象者における担い手の確認に当たっては、第9条の規定に留意するものとする。</p> <p>(2)～(3) 【略】</p> <p>(産地協議会による事後確認)</p> <p>第28条 第25条第3号の産地協議会による事後確認は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 整備事業実施計画に掲げる果樹園において整備事業が適正に実施されたこと。</p> <p>(2) 定額 (要領第2の1の(1)のイの表の補助率の欄の定額の取組をいう。以下同じ。)により補助するものにあつては、改植又は廃園が実施された面積、定率 (要領第2の1の(1)のイの表の補助率の欄の定額以外の取組をいう。以下同じ。)により補助するものにあつては、実施された整備事業の事業量を確認する。</p> <p>(3)～(4) 【略】</p> <p>(4年後及び8年後の産地協議会による確認) 第29条～(補助金交付果樹園) 第32条 【略】</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第33条 要領第2の1の(1)のイの表の定額により補助する取組における支援対象者の補助金の額は、原則として、第28条第2号により確認された果樹園の面積 (㎡単位とし、㎡未満は切り捨てる。)ごとに、この業務方法書別表1の1整備事業の(1)の(イ)に定めた助成単価を乗じて得た額を合計した額とする。</p> <p>(補助金交付事務の委任) 第34条 【略】</p> <p>(推進事務費)</p> <p>第35条 推進事務費 (要領第2の1の(1)のウの推進事務費をいう。以下同じ。)の使途の基準等については、この業務方法書別表1の3推進事務費で定めるものとし、交付対象者は公社及び産地協議会</p>
--	--

改植の取組は、果樹経営支援対策事業による改植等（実施細則で定める果樹への改植等に限る。）であって、かつ同一の整備事業実施計画に記載された同一年度内に完了する改植等の面積の合計が支援対象者ごとにおおむね2アール以上であることとする。ただし、果樹未収益期間を短縮することをもって生産性の向上が期待されると認められる技術を導入する改植等の取組は支援の対象としない。

(支援対象者の承認等)

第42条 本事業の支援を受けようとする者（要綱Ⅱの第2の1の(4)及び(5)の支援対象者を除く。以下、第43条及び第44条において同じ。）は支援対象者としての承認を受けるものとし、その手続きは、要綱Ⅱの第2の1の(3)の支援対象者の場合を除き、第18条の手続きと一体的に行うものとする。なお、要綱Ⅱの第2の1の(3)の支援対象者の場合にあつては、農地中間管理機構を通じて行うものとする。また、同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあつては、改植等を行う者が本手続きを第18条の手続きと取りまとめて行うものとする。

(補助金の交付の申請)

第43条 要綱Ⅱの第2の7の補助金交付の申請の手続きは、第22条の手続きと一体的に行うものとする。ただし、要綱Ⅱの第2の1の(3)の支援対象者の場合及び同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあつては、第42条に準じて行うものとする。

(支援対象者の確定報告及び補助金の交付)

第44条 支援対象者の確定報告及び補助金の交付の手続きは、第25条の手続きと一体的に行うものとする。ただし、要綱Ⅱの第2の1の(3)の支援対象者の場合及び同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあつては、第42条に準じて行うものとし、改植等を行った者から当該園地の所有権又は貸借権等の移転がなされたことを証す書面を提出するものとする。

(補助金の額等)

第45条 支援対象者ごとの補助金の額は、第41条の改植等の園地ごとの面積こ、実施細則に定める助成単価及び要綱Ⅱの第2の2の支援対象期間の4年間を乗じて得た額を合計した額とし、当該額を支援対象者に一括して交付するものとする。

ただし、次に掲げる場合にあつては、4年間から当該年数を減じた年数を支援対象期間とする。

- (1) 省力樹形への改植にあつては、本会が産地協議会からの申請を受け、未収益期間に相当しないと認めた年数

める改植の取組は、果樹経営支援対策事業による改植等（実施細則で定める果樹への改植等に限る。）であって、かつ同一の整備事業実施計画に記載された同一年度内に完了する改植等の面積の合計が支援対象者ごとにおおむね2アール以上であること。ただし、果樹未収益期間を短縮することをもって生産性の向上が期待されると認められる技術を導入する改植等の取組は支援の対象としない。

(支援対象者の承認等)

第42条 本事業の支援を受けようとする者（要領第2の2の(1)の(エ)及び(オ)の支援対象者を除く。以下、第43条及び第44条において同じ。）は支援対象者としての承認を受けるものとし、その手続きは、要領第2の2の(1)の(ウ)の支援対象者の場合を除き、第18条の手続きと一体的に行うものとする。なお、要領第2の2の(1)の(ウ)の支援対象者の場合にあつては、農地中間管理機構を通じて行うものとする。また、同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあつては、改植等を行う者が本手続きを第18条の手続きと取りまとめて行うものとする。

(補助金の交付の申請)

第43条 要綱第3の2の(6)の補助金交付の申請の手続きは、第22条の手続きと一体的に行うものとする。ただし、要領第2の2の(1)の(ウ)の支援対象者の場合及び同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあつては、第42条に準じて行うものとする。

(支援対象者の確定報告及び補助金の交付)

第44条 支援対象者の確定報告及び補助金の交付の手続きは、第25条の手続きと一体的に行うものとする。ただし、要領第2の2の(1)の(ウ)の支援対象者の場合及び同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあつては、第42条に準じて行うものとし、改植等を行った者から当該園地の所有権又は貸借権等の移転がなされたことを証す書面を提出するものとする。

(補助金の額等)

第45条 支援対象者ごとの補助金の額は、第41条第1号の改植等の園地ごとの面積こ、この業務方法書別表2実施細則に定める助成単価及び要領第2の2の(1)のイの支援対象期間の4年間（要領第2の2の(1)のイのただし書きの場合にあつては、改植等の後に農地中間管理機構による保全管理が行われた年数（1年に満たない日数は、これを切り捨てて得た年数）を減じた年数）を乗じて得た額を合計した額とし、当該額を支援対象者に一括して交付するものとする。

(2) 要綱Ⅱの第2の2のただし書きの場合にあつては、改植等の後に農地中間管理機構による保全管理が行われた年数（1年に満たない日数は、これを切り捨てて得た年数。）

(補助金交付事務の委任) 第46条～(関係様式) 第47条 【略】

第4節 果樹生産性向上モデル確立推進事業

(事業の内容)

第48条 果樹生産性向上モデル確立推進事業は、産地計画を策定している協議会が、農地中間管理機構を活用して園地を集積・集約し、産地の構造改革を進める「農地中間管理機構果樹モデル地区」として取り組む場合に、労働生産性の向上を図る省力化・低コスト化技術を活用した生産技術体系を構築するための実証・普及を行う事業とする。

2 前項の事業の実施者は、公社とする。

3 前項の事業の取組主体は、産地計画を策定している協議会のうち農地中間管理機構を活用して園地を集積し、産地の構造改革を進める「農地中間管理機構果樹モデル地区」の取組を実施する産地協議会（以下「果樹モデル地区協議会」という。）とする。

(事業実施計画の承認)

第49条 公社は、要綱Ⅱの第3の8により果樹生産性向上モデル確立事業実施計画の承認を行おうとするときは、あらかじめ知事との協議を了した上で、中央果実協会にも協議するものとする。

(補助金の交付及び額等)

第50条 公社は、要綱Ⅱの第3の14の(1)の補助金の交付申請があつた場合には、その内容を確認の上、これを取りまとめ、中央果実協会に交付を申請するものとし、中央果実協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の補助金の補助率は定額とする。ただし、農業機械・施設のリースに係る補助率は1/2以内とする。

3 公社は、要綱Ⅱの第3の14の(3)により、事業実績報告兼支払請求書の提出があつた場合には、その内容を審査して中央果実協会に提出するものとし、中央果実協会から補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに補助金の額を確定し、果樹モデル地区協議会に補助金を交付するものとする。

(事業実施状況の報告等)

第51条 公社は、要綱Ⅱの第3の16の事業実施状況の報告があつた場合には、要綱Ⅱの第3の16

(補助金交付事務の委任) 第46条～(関係様式) 第47条 【略】

【新設】

の(1)のイに定めるところにより、当該年度の9月末日までに報告書を作成し中央果実協会に提出するとともに、成果目標の達成が見込まれないと判断した果樹モデル地区協議会に対し、県と協力して必要な措置を講ずるなど行うものとする。

(事業の評価)

第52条 公社は、要綱Ⅱの第3の17の事業の評価について報告があった場合には、要綱Ⅱの第3の17の(2)及び(3)に定めるところにより、その内容の点検評価、果樹モデル地区協議会に対する適切な指導等を行うとともに、その結果等を当該年度の9月末日までに中央果実協会に報告するほか、必要な場合には、当該果樹モデル地区協議会に対し、継続的な助言・指導、その他適切な措置を講じるものとする。

第5節 優良苗木生産推進事業

【新設】

(事業の内容)

第53条 優良苗木生産推進事業は、省力樹形の導入等に必要となる優良苗木の生産・供給体制の構築及び苗木生産に必要な育苗ほの設置等を行う事業とする。

2 前項の事業の実施者は、公社とする。

3 前項の事業の取組主体は、要綱Ⅲの第1の3に定められた要件を満たす苗木生産コンソーシアムとする。

(事業実施計画の承認)

第54条 公社は、要綱Ⅲの第1の8の(2)により優良苗木育苗生産推進事業実施計画の承認を行おうとするときは、あらかじめ知事との協議を了した上で、中央果実協会に協議するものとする。

(補助金の交付及び額等)

第55条 公社は、要綱Ⅲの第1の12の(1)の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これを取りまとめ、中央果実協会に交付を申請するものとし、中央果実協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の補助金の補助率は1/2以内とする。

3 公社は、要綱Ⅲの第1の13の(1)により、事業実績報告兼支払請求書の提出があった場合には、その内容を審査して中央果実協会に提出するものとし、中央果実協会から補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに補助金の額を確定し、苗木生産コンソーシアムに補助金を交付するものとする。

(事業実施状況の報告等)

第56条 公社は、要綱Ⅲの第1の14の(1)の事業実施状況の報告があった場合には、要綱Ⅲの第1の14の(2)に定めるところにより、当該年度の9月末日までに報告書を作成し中央果実協会に提出するとともに、成果目標の達成が見込まれないと判断した苗木生産コンソーシアムに対し、県と協力して必要な措置を講ずるなど行うものとする。

(事業の評価)

第57条 公社は、要綱Ⅲの第1の15の事業の評価について報告があった場合には、要綱Ⅲの第1の15の(2)及び(3)に定めるところにより、その内容の点検評価、苗木生産コンソーシアムに対する適切な指導等を行うとともに、その結果等を当該年度の9月末日までに中央果実協会に報告するほか、必要な場合には、当該苗木生産コンソーシアムに対し、継続的な助言・指導、その他適切な措置を講じるものとする。

(報告の徴取及び閲覧) 第58条～(各種施策との連携) 第65条

(附則)

- 1 この業務方法書の変更は、知事の承認のあった日から施行し、平成31年4月1日から施行する。
- 2 要綱第2の2の(4)の規定に基づき、生産局長が定めた対象とされた自然災害等の被害を受けた果樹について実施する改植等で、平成31年度事業計画承認以前に着手したものについては、平成31年度の事業計画に含めて申請・承認できるものとする。

(報告の徴取及び閲覧) 第48条～(各種施策との連携) 第55条

(附則)

- 1 この業務方法書の変更は、知事の承認のあった日から施行し、平成30年4月1日から施行する。
- 2 要領第9の1の規定に基づき、対象とされた自然災害等の被害を受けた果樹について実施する改植等で、平成30年度事業計画承認以前に着手したものについては、平成30年度の事業計画に含めて申請・承認できるものとする。

別表1 (果樹経営支援対策事業関係)

事業の種類	補助対象となる経費、補助率等
1 整備事業 (1) 優良品目・ 品種への転 換 ア 改植	<p>(ア) 【略】</p> <p>(イ) 補助率</p> <p>a かんきつ類の果樹からの改植 (<u>省力樹形の導入に該当する場合及び</u>パインアップルへの改植を除く)</p> <p>定額 23万円/10アール</p> <p>b 主要果樹への改植 (a <u>及び省力樹形の導入</u>に該当する場合を除く)</p> <p>定額 17万円/10アール</p> <p>c りんごのわい化栽培、なし、かき及びすもものジョイント栽培、ぶどうの垣根栽培 (ただし、加工用に仕向けられるものに限る) への改植 (a、bに関わらず) (<u>省力樹形の導入に該当する場合を除く</u>)</p> <p>定額 33万円/10アール</p> <p>d <u>省力樹形の導入又は</u>a、b、cのいずれかの場合にも該当しない改植</p> <p>定率 2分の1以内</p> <p>注: 主要果樹とは、かんきつ類の果樹、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじくをいう。</p> <p>e~g 【略】</p> <p>(ウ)~(ロ) 【略】</p> <p>(ハ) <u>担い手が自己育成した大苗を用いる改植にあつては、(ア)に関わらず苗木代に要した経費については補助対象としない。また、補助率については、(イ)に関わらず2分の1以内とする。</u></p> <p><u>なお、改植に用いる自己育成した大苗は、以下の要件をすべて満たす場合とする。</u></p> <p>① <u>担い手が自己育成を行う苗木の購入前に品目・品種、入手方法等を記載した自己育成大苗改植計画を作成し、産地協議会の承認を受けていること。</u></p> <p>② <u>担い手は、苗木の育成期間中、自己育成大苗計画に沿って苗木を育成して</u></p>

別表1 (果樹経営支援対策事業関係)

事業の種類	補助対象となる経費、補助率等
1 整備事業 (1) 優良品目・ 品種への転 換 ア 改植	<p>(ア) 【略】</p> <p>(イ) 補助率</p> <p>a かんきつ類の果樹からの改植 (パインアップルへの改植を除く)</p> <p>定額 23万円/10アール</p> <p>b 主要果樹への改植 (aに該当する場合を除く)</p> <p>定額 17万円/10アール</p> <p>c りんごのわい化栽培、なし、かき及びすもものジョイント栽培、ぶどうの垣根栽培 (ただし、加工用に仕向けられるものに限る) への改植 (a、bに関わらず)</p> <p>定額 33万円/10アール</p> <p>d a、b、cのいずれかの場合にも該当しない改植</p> <p>定率 2分の1以内</p> <p>注: 主要果樹とは、かんきつ類の果樹、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじくをいう。</p> <p>e~g 【略】</p> <p>(ウ)~(ロ) 【略】</p> <p><u>(新 設)</u></p>

	<p><u>いることを毎年1回産地協議会に報告し、産地協議会により確認されていること。</u></p> <p><u>③ 育成期間は、5年以内であること。</u></p>		
イ 高接	【略】	イ 高接	【略】
(2)～(5)	【略】	(2)～(5)	【略】
2 推進事業	【略】	2 推進事業	【略】
3 推進事務費	【略】	3 推進事務費	【略】
4 支援対象者	<p>(1) 業務方法書第16条第1号の実施細則に定める場合とは、次の各号に該当する場合</p> <p>(ア) 本事業の支援を受けようとする者が生産出荷組織に所属している場合であって、当該生産出荷組織が<u>要綱Iの第1の2</u>の生産出荷目標の配分を受けている場合</p> <p>(イ)～(ウ) 【略】</p> <p>(2) 【略】</p>	4 支援対象者	<p>(1) 業務方法書第16条第1号の実施細則に定める場合とは、次の各号に該当する場合</p> <p>(ア) 本事業の支援を受けようとする者が生産出荷組織に所属している場合であって、当該生産出荷組織が<u>要綱第2の2</u>の生産出荷目標の配分を受けている場合</p> <p>(イ)～(ウ) 【略】</p> <p>(2) 【略】</p>

別表2（果樹未収益期間支援事業関係）

項目	補助対象となる経費及び補助率等
1 補助対象経費	<u>要綱Ⅱの第2の2</u> の果樹未収益期間において、果樹の育成に要する経費
2 補助対象果樹等	業務方法書第41条の実施細則で定める果樹については、果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第2条に定める果樹（ただし、パインアップルを除く）、アボカド、アンズ、いちじく、オリーブ、ギンナン、クルミ、サンショウ、ネクタリン、パパイヤ、プルーン、マンゴー、やまぶどう、ライチ、 <u>ハスカップ</u> 及び本会が本事業の対象となることを承認した果樹とし、別表1の1の(5)のウの(ア)のeの品種を除く。 補助対象に加えたい果樹がある場合には、支援対象者の申告を行う前に、公社が生産出荷団体からの申請に基づき、知事との協議を経て中央果実協会に申請することとし、妥当と認められるものについて対象とすることができるものとする。なお、申請に当たっては、当該果樹の改植後の経営収支等の推移に係る資料を付して行うものとする。
3 助成単価等	業務方法書第45条の実施細則に定める助成単価は5.5万円/10アールとする。
<u>4 支援対象期間</u>	<u>4年間</u> <u>ただし、業務方法書第45条のただし書きに掲げる他、別表1の1の(1)の(ア)の(イ)に定める自己育成した大苗を用いる改植にあつては、中央果実協会が産地協議会からの申請を受け、未収益期間に相当しないと認めた年数を4年間から減じた年数とする。</u>

別表2（果樹未収益期間支援事業関係）

項目	補助対象となる経費及び補助率等
1 補助対象経費	<u>要領第2の2の(1)のイ</u> の果樹未収益期間において、果樹の育成に要する経費
2 補助対象果樹等	業務方法書第41条の実施細則で定める果樹については、果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第2条に定める果樹（ただし、パインアップルを除く）、アボカド、アンズ、いちじく、オリーブ、ギンナン、クルミ、サンショウ、ネクタリン、パパイヤ、プルーン、マンゴー、やまぶどう、ライチ及び本会が本事業の対象となることを承認した果樹とし、別表1の1の(5)のウの(ア)のeの品種を除く。 補助対象に加えたい果樹がある場合には、支援対象者の申告を行う前に、公社が生産出荷団体からの申請に基づき、知事との協議を経て中央果実協会に申請することとし、妥当と認められるものについて対象とすることができるものとする。なお、申請に当たっては、当該果樹の改植後の経営収支等の推移に係る資料を付して行うものとする。
3 助成単価等	業務方法書第45条の実施細則に定める助成単価は5.5万円/10アールとする。
	<u>(新設)</u>

別表3 (果樹生産性向上モデル確立推進事業関係)

項目	補助対象となる経費及び補助率等
1 補助対象経費	要綱Ⅱの第3の11の表に掲げる経費
2 補助率	定額 ただし、農業機械・施設リース費については2分の1以内とする。
3 1 地区当たり事業費	果樹モデル地区1地区当たり1千万円を上限とする。

(新 設)

別表4 (優良苗木生産推進事業関係)

項目	補助対象となる経費及び補助率等
1 補助対象経費	要綱Ⅲの第1の11の表に掲げる経費
2 補助率	2分の1以内

(新 設)